14343　パインサイドS油剤C　鹿児島市南栄二丁目9番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
14344　ヤシママークサイドオイル　東京都中央区日本橋小舟町1番8号　住化グリーン株式会社　代表取締役　板東敏夫
14346　ヤシママラソン油剤20　〃

2．農薬の種類
登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。
平成二十八年十一月一日　農林水産大臣　山本　有二

平成28年5月12日付けをもって登録失効したもの			
登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16644	トリフルミゾールくん煙剤	トリフミンジェット	東京都千代田区大手町二丁目2番1号　日本曹達株式会社　取締役社長　石井彰

○経済産業省告示第二百六十九号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十号）及び容器保安規則等の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第百五号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第七号及び第八号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第十四号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十八年十一月一日　経済産業大臣　世耕　弘成

高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示
（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

「充てん」を「充塡」に改める。

第一条の九第二号中「可燃性のもの」を「可燃性ガス」に改める。

第一条の十三中「冷凍設備にフルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ又はフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを充塡する設備」を「特定不活性ガスを製造する設備（以下本条において「製造設備」という。）」に改め、「安全性を有するものと認める措置」の下に「又はコンビナート等保安規則第五条第一項第十四号ただし書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置」を加え、「全てに」を「いずれにも」に改め、同条第一号中「充塡する際には、充塡する場所」を「特定不活性ガスを製造するときは、」に改め、同条第三号に次のただし書を加える。
ただし、当該製造設備の運転を自動的に停止することより当該製造設備が危険な状態になるおそれがある場合にあつては、適切な方法で停止するための措置を講ずること。

第十条の三を削る。

第十一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第十一条の二第四号を削り、同条第五号中「前四号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十二条の十中「の通る」を「が通る」に改める。

第十二条の十七中「毒性を有しないもの」を「毒性ガス以外のもの」に改める。

第十三条第二項第二号中「の通る」を「が通る」に改める。

第十五条を次のように改める。

（燃焼性の基準を満たすフルオロカーボン）

第十五条　一般高圧ガス保安規則第百一条第二号に規定する燃焼性の基準を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。
一　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ
二　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ

（高圧ガス保安法施行令関係告示の一部改正）

第二条　高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

「充てん」を「充塡」に改める。

第二条中「第二条第三項第六号」を「第二条第三項第七号」に、「不活性のもの及びフルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ」を「不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）」に改め、同条第一号イ中「（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆにあつては、四十五リットル。）」を削り、ロ中「附属品（」の下に「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ、」を、「フルオロカーボン二十二」の下に「、フルオロカーボン三十二」を加え、「、フルオロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ」を「又はフルオロカーボン五百七A」に改め、同条第四号ロ中「接合容器（」の下に「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ、」を、「フルオロカーボン二十二」の下に「、フルオロカーボン三十二」を加え、「、フルオロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ」を「又はフルオロカーボン五百七A」に改め、ヘ中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆを回収するもの」を「一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「特定不活性ガス」という。）を回収するもの」に、「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ回収装置」を「特定不活性ガス回収装置」に改め、トを削り、チ中「イからトまで」を「イからヘまで」に改め、同号中チをトとし、同条第五号ホ中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ回収装置」を「特定不活性ガス回収装置」に改め、ト中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ回収装置」を「特定不活性ガス回収装置」に、「とし、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部を、その側面の二方向に設けることにより」を「（特定不活性ガス回収装置の本体、接合容器又は着脱容器及びその附属品が一体となったものにあつては、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部が、その側面の二方向に設けられたものに限る。）とし」に改め、チ及びリ中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ回収装置」を「特定不活性ガス回収装置」に改め、同条第七号中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ回収装置」を「特定不活性ガス回収装置」に改め、同条第八号中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆが通る部分」を「特定不活性ガスが通る部分」に、「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ高圧ガス取扱装置」を「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」に改め、「であること。」の下に「ただし、特定不活性ガス回収装置の接合容器又は着脱容器の内容積の合計が四十五リットル以下の場合には、リ7に規定する事項の表示は要しない。」を加え、同号リ中9を11とし、8を10とし、7を9とし、同号リ6の次に次のように加える。

7　使用するときは、ガス漏えい検知警報設備を適切な箇所に設けること

8　使用していないときは、接合容器又は着脱容器のバルブを確実に閉じること

第二条第九号ロ中「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ回収装置」を「特定不活性ガス回収装置」に、「フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ高圧ガス取扱装置」を「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」に改める。